

○財務省告示第十二号
 国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第七條第三項の規定に基づき、平成二十年十二月二十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十一年一月七日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号	割引短期国庫債券(第四百四十号)	五 発行額	額面金額で一兆三千五百二十七千万円
二 発行の根拠の条項	特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項	六 最低額面金額	千万円
三 振替法の適用等	社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	七 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
四 発行方法	日本銀行による借換えのための引受け	八 発行日	平成二十年十二月二十二日
		九 発行価格	額面金額百円につき九十九円五十五銭九厘
		十 償還期限	平成二十一年十二月三十一日
		十一 償還金額	償還金を支払う。
		十二 元金支払場所	額面金額百円につき百円 日本銀行
		十三 払込期日	平成二十年十二月二十二日

○経済産業省告示第三号
 弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)第六條第三号及び第七号の経済産業大臣が認める者を次のように定めたので、告示する。なお、平成十七年経済産業省告示第八号(弁理士法施行規則第四條第二号及び第五号の経済産業大臣が認める者を定めた件)は、廃止する。
 平成二十一年一月七日

1 弁理士法施行規則第六條第三号の経済産業大臣が認める者は、次の表の上欄の各号に掲げるいずれかの科目に及び、それぞれ同表の中欄に掲げるいずれかの技術部門に係る登録を受けている技術士(同表の下欄に掲げるいずれかの選択科目について技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四條第一項に規定する第二次試験を受け当該試験に合格した者に限る。)とする。

科 目	技 術 部 門	受 験 し た 選 択 科 目
一 理工(工学)	機械部門	機械設計 材料力学 機械力学・制御 動力エネルギー 熱工学 流体力学 加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械 交通・物流機械及び建設機械 ロボット 情報・精密機器 機械加工及び加工機 原動機 精密機械 鉄道車両及び自動車

技 術 部 門	受 験 し た 選 択 科 目
船舶・海洋部門	化学機械 流体機械 建設、鉱山、荷役及び運搬機械 産業機械 暖冷房及び冷凍機械 機械設備 鉄道車両 自動車 建設及び鉱山機械 荷役・運搬機械 工作機械 建設機械 船舶 海洋空間利用 船用機器 船体、造船工作及び造船設備 船用機械 船舶
航空・宇宙部門	船舶 造船工作及び造船設備 造船設備 機体システム 航行援助施設 機体 航空機用原動機 装備
繊維部門	原動機 繊維二次製品の製造及び評価 縫製
資源工学部門	縫製品 固体資源の開発及び生産 流体資源の開発及び生産 資源循環及び環境 金属及び非金属鉱業 石炭、石油及び天然ガス鉱業 金属鉱業 石炭及び石油鉱業 石油鉱業 石炭及び石油鉱業 石油鉱業 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート 都市及び地方計画
建設部門	